

長野市南高田区規約

制定 令和元年8月 3日

改正 令和2年5月25日

改正 令和5年5月20日

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 区民（第5条～第9条）
- 第3章 役員（第10条～第13条）
- 第4章 総会（第14条～第24条）
- 第5章 協議員会等（第25条～第30条）
- 第6章 資産及び会計（第31条～第38条）
- 第7章 規約の変更及び解散（第39条～第41条）
- 第8章 雑則（第42条～第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本区は、次の各号に掲げる事業を行うことにより自治活動の高揚及び福祉を増進し、平和な地域社会の進展を図ることを目的とする。

- (1) 広報活動に関する事。
- (2) 福祉厚生活動の向上に関する事。
- (3) 教養及び育成活動の推進に関する事。
- (4) 環境衛生活動の推進に関する事。
- (5) 道路、水路の改良整備に関する事。
- (6) 各種団体との協力及び区内各団体の育成に関する事。
- (7) 祭典に関する事。
- (8) 集会施設の維持管理に関する事。
- (9) その他区民が必要と認めた地域の発展及び緊急時対応に関する事。

（名称）

第2条 本区は、南高田区と称する。

（区域）

第3条 本区の区域は、次に記した区域とする。

長野市南高田1丁目1から16番地まで、2丁目1から12番地まで
長野市大字高田1201から1201-11番地まで、1503から1524-10番地まで、
1702-1から1760-1番地まで、1763-1から1797-13番地まで、
1800から1825番地まで、1835から1901-1まで、1904から1993まで、
1999-1から2079-3まで、2081から2097-4まで、2100-1から2149

ー4まで、2150-5から2167-8まで、2170-1から2170-5番地まで、
2171から2176-29まで、2182-5から2194-7まで、2200-8から2220
-1まで、2225から2271-6まで、2281から2298-1まで、2300-5か
ら2320-6まで、2350から2391-6まで、2398-1から2410-116まで、
2487-1から2537-7まで

大字風間1246、1247-1、1258-1から1363-15まで

(事務所)

第4条 本区の事務所は、長野市大字高田2364番地1に置く。

第2章 区民

(区民)

第5条 本区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、区域内に事務所を有し、本区の活動を賛助する法人及び団体は、賛助区民となることができる。

(区費等)

第6条 区民は、総会において別に定める区費等を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 本区は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 区民が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人により別に定める退会届が区長に提出された場合

2 区民が死亡し又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

(権利及び義務)

第9条 区民は、常に区のよき慣行と伝統を守り、新しい時代に対応した区政の運営を図るため次の事項を守るものとする。

(1) 区有の施設、建物等営造物を利用し又はその保存にあたること。

(2) 区役員の選挙権及び区役員の被選挙権を有すること。

(3) 公道又は水路に沿って建造物を構築又は水路に橋梁を設置しようとするときは、区長に申出てその立会いを求めること。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本区に、次の役員を置く。

(1) 区長 1名

- (2) 副区長 1名
- (3) 前区長 1名
- (4) 協議員 22名以内
- (5) 会計監査員 2名

(役員を選出)

第11条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、前年度副区長がこれにあたるものとする。
 - (2) 副区長は、区内全域から選挙により選出する。
 - (3) 前区長は、前年度区長がこれにあたるものとする。
 - (4) 協議員は、定数を別に定める区域ごとに選挙により選出する。
 - (5) 会計監査員は、定例総会において選出する。
- 2 会計監査員は、区長、副区長、前区長及び協議員と兼ねることができない。
 - 3 副区長及び協議員に事故があり欠けたときは、選出区域において責任をもって後任者を選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、区を代表し区の仕事をつとめる。
 - (2) 副区長は、区長を補佐し、区の仕事をつとめ、区長が事故あるときはその仕事を代行する。
 - (3) 前区長は、区長及び副区長を補佐し、その仕事を代行する。
 - (4) 協議員は、区長の仕事の執行についての重要事項の審議にあたる。
- 2 会計監査員は、次に掲げる仕事を行う。
 - (1) 本会の仕事及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 区長、副区長及びその他の役員の仕事の執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は仕事執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 辞任又は任期満了の役員は、後任者の就任まではその仕事を行う。

第4章 総会

(総会の種類)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、区民をもって構成する。

(総会の機能)

第16条 総会は、次の各号に掲げる本区の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第12条第2項第4号の規定により会計監査員から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、区長が招集する。

2 前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、区民の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(区民の表決権)

第22条 区民は、総会において各々1個の表決権を有する。

(総会の書面表決事項)

第23条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 区民の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 協議員会等

（協議員会の構成）

第25条 協議員会は、区長、副区長、前区長及び協議員をもって構成し、必要により各種団体の役員に出席を求めることができる。

（協議員会の機能）

第26条 協議員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

（協議員会の招集等）

第27条 協議員会は、区長が定期的に招集する。ただし、区長が必要と認めるときは、随時招集することができる。

- 2 協議員会の議長は、区長がこれにあたる。
- 3 協議員会は、2分の1以上が出席し、過半数で決する。

（協議員の業務分担）

第28条 協議員会に次の部を置き、協議員が業務を分担し、各部において部長を選出する。

- (1) 建設部 道路及び水路の維持開発に関すること。
- (2) 環境美化推進部 環境衛生・美化及び公害防止に関すること。
- (3) 交通安全部 交通安全に関すること。
- (4) 祭典部 祭典行事に関すること。
- (5) 広報部 情報化時代に即応した広報に関すること。
- (6) 防災部 火災、地震、その他災害の自主防災に関すること。

（諸会議）

第29条 区長は、必要に応じ次の会議を招集することができる。

- (1) 歴代区長会
 - (2) 各種団体長会議
 - (3) 隣組長会議
 - (4) その他必要な団体との会議
- 2 議長は、区長があたり施策遂行の協力を求め併せて質問あるいは提言を受

け、行政の円滑を図るものとする。

3 区長は、必要に応じ協議員及び関係者を会議に参加させることができる。
(特別委員会)

第30条 区長は、特別な案件が発生したときは、協議員会に諮り特別委員会を設置し、特別委員を任命することができる。

2 特別委員会は、区長から示された案件を審議し区長に答申するものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は協議員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第33条 本区の資産で第31条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第34条 本区の家費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 本区の家業計画及び予算は、区長が作成し毎年度総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本区の家業報告及び決算は、区長が作成し会計監査員の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第37条 区の家計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(報酬)

第38条 役員に対する報酬は、毎年総会において決める。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、総会において区民の4分の3以上の議決を得、長野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第40条 本区は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本区の解散のときに有する残余財産は、総会において区民の4分の3以上の議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第42条 本区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び協議員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類及び書類を備えておかなければならない。

(作業の協力)

第43条 区長又は部長は、道路の除雪、整備、水路の清掃その他の作業のため必要あるときは、区民に協力を求めることができる。この場合は、区民は協力に応ずるものとする。

(表彰)

第44条 区に功績のあった者は、協議員会の議決により表彰することができる。この表彰は、表彰状、感謝状、記念品を贈ることができるものとする。

(委任)

第45条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、総会の議決があった日（令和元年8月3日）から施行する。
- 2 平成11年1月24日制定の南高田区規約は、廃止する。
- 3 本会の法人認可初年度の会計年度は、第37条（会計年度）の規定にかかわらず、法人認可のあった日から認可の日の属する年度の末日（令和3年3月31日）までを認可法人の会計年度とする。
- 4 規約第3条に規定する区域内で、開発等により新たな地番が生じた場合は、その地番は含まれているものとみなす。

附 則

- 5 本改正の規定は、総会の承認があった日（令和2年5月25日）から施行する。

附 則

この規約は、総会の議決の日（令和5年5月20日）から施行する。